

「第20号の3様式」記載要領

本店の所在地を記載してください。なお、本店が長崎市外に所在する場合は、長崎市内の主たる支店等の所在地も併記してください。

法人名を記載してください。

代表者の方の氏名を記載してください。

事業年度開始年月日と終了年月日を記載してください。

長崎市内に所在する事務所等・寮等の名称・所在地を記載してください。記載しきれないときは、適宜、別紙に記載してください。

受付印	※ 処理 事項		発信年月日 通信日付日 確認	整理番号	事務用区分	管理番号	申告区分	
		令和 年 月 日		法人番号	申告年月日			
		(あて先)長崎市長 殿						
所在地 <small>本市町村が 支店等の場合 は本店所 在地と併記</small>		(電話) <small>(ふりがな)</small>		事業種目				
				前期末現在の資本金の額 <small>又は出資金の額</small> <small>(千 百 万 千) 円</small>				
				前期末現在の資本金の額及び <small>資本準備金の額の合算額</small> <small>(千 百 万 千) 円</small>				
(ふりがな)		法人名 <small>(ふりがな)</small>	経理責任者 者氏名 <small>(ふりがな)</small>	前期末現在の資本金等の額 <small>(千 百 万 千) 円</small>				
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は連結事業年度分		の市町村民税の予定申告書*						
摘要				税額				
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑩の金額)				①	十億	百万	千円	
予定申告税額 (① × 6)				②	0	0	0	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額				③	0	0	0	
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③				④	0	0	0	
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数			⑤	月			
	円	×	⑤	12	十億	百万	千円	
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥				⑦	0	0	0	
長崎市内に所在する事務所、事業所又は寮等				長崎市分の均等割額の税率適用区分に用いる従業者数人				
名 称		事務所、事業所又は寮等の所在地						
合 計				⑧				
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細				この申告の期間	年	月	日から	
					年	月	日まで	
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)				前事業年度又は前連結事業年度の期間	年	月	日から	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				通算親法人の事業年度の期間	年	月	日まで	
法人税割額				法第15条の4の徵収猶予を受けようとする税額	十億	百万	千円	
市町村民税の特定寄附金税額控除額				区 名	月数	従業者数	均等割額	
税額控除超過額相当額の加算額				指場			円	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額				定合			0.0	
外国の法人税等の額の控除額				都			0.0	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額				の			0.0	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				に			0.0	
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯				申の			0.0	
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額				計			0.0	
差引法人税割額 ⑰-⑯				る第			0.0	
				関与税理士署名	(電話)			

平成28年1月1日以後に開始する事業年度、連結事業年度については、法人番号(13桁)を記載してください。

前事業年度末日現在のそれぞれの額を記載してください。
上段:資本金の額又は出資金額
中段:資本金の額と資本準備金の額の合算額
下段:資本金等の額

前事業年度の法人税割額(※)を記載してください。

※修正申告により法人税割額が修正となっている場合は、この申告に係る事業年度開始日から6月を経過した日の前日現在での修正後の法人税割額となります。

①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除した額を記載してください。

この月数は暦に従って計算し1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。
なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。

均等割額に⑤の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。

※ 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。